

SELAPPセミナー「自然保護と訴訟」の紹介

上智大学法学部教授 桑原勇進

自然保護を訴訟で求めることはどこまで可能か。日本の現在の自然保護訴訟の行き詰まり状況を見ると、現行法の解釈論でどこまでできるか見定めた上で、必要な立法論を展開する必要性は切実に感じられる。5月17日にSELAPP（上智大学環境法政策プログラム）主催で行われたセミナー「自然保護と訴訟」は、この問題をめぐる今後の議論の手がかりとなる成果をあげたと思われる。

本セミナーでは、まず島山武道上智大学教授と籠橋隆明弁護士による報告が行われた。島山報告「自然保護訴訟と法理論」では、自然保護の価値とその憲法的位置付け、自然保護義務の法的根拠等、自然保護の法的問題に関するさまざまな論点・視点が提示されたが、原告適格と行政裁量を中心とする訴訟上の問題と立法論に力点が置かれた。籠橋報告「自然は誰のものか——環境保護政策決定過程・

住民参加と司法」は、日本の裁判所に提起されたアマミノクロウサギ訴訟とアメリカで提起されたジユゴン訴訟という自然の権利訴訟の対比により、原告適格の広狭、参加手続、裁量統制等、日米の法制度、文化の大きな相違を示すものであった。日本では、住民参加がたんなる情報収集でしかなく原告適格も認められないのに対し、ジユゴン訴訟では日本のNGOの原告適格が認められ、しかも一審では、米軍基地建設計画に際しジユゴンへの影響が考慮されていないとして本案勝訴判決が出たということがある。

両報告後、原告適格、行政裁量、自然の権利にテーマをしばって討論が行われた。原告適格については、04年改正で付加された行政事件訴訟法9条2項により、小田急事件最高裁判決が示すように、

判例上原告適格は従来に比べて大きく拡大した。とりわけ、今年2月29日に出された鶴の浦埋立て仮差止め請求にかかる広島地裁決定は、歴史的景観についても個別的利益と認め、従来は考えられなかったほどに原告適格を拡大する判断を示している。同決定なども踏まえての議論では、しかしそれにも拘わらず、生物多様性の保護等に個別的利益性が認められることは期待できないため、解釈論では原告適格の拡大には限界があり、立法的措置が必要であるとの認識で一致した。その場合、行政によって認められた一部の団体のみに訴訟進行資格を付与するドイツ型と広く市民に原告適格を認めるアメリカ型があるが、島山教授は後者のほうが望ましいと指摘した。

適用して裁量権の逸脱・濫用を認定したり、日光太郎杉事件の判例のように行政の判断過程の統制を図る例もあったが、自然保護訴訟ではなぜ行政裁量が大きな壁になるのかが論議の対象となった。島山教授からは、財産権を制限される者ではない処分の第三者が提起する訴訟であるということが一つの原因であることが指摘された。また、理論以前の問題として、日本では、自然保護訴訟において裁判官がなかなか行政の判断に切り込もうとしないことが指摘された。さらに、籠橋弁護士からは、いくら原告側が詳細な事実を主張・立証してもその事実をほとんど取り上げない、という裁判官の態度の問題も示された。したがって、討論では、解釈論だけではいかんともし難く、裁量基準を法定するなり、憲法に環境保護規定を導入するとともに保護の対象及び政策判



▲ 桑原勇進教授（左）のコーディネイトによるパネルディスカッション。籠橋隆明弁護士（中央）と畠山武道教授（右）が参加

断の優先順位を明示する等の立法措置が必要であるとの結論にいたった。また、利益衡量自体は不可避であるとしても、それに歯止めをかけるため、自然保護の最低限保障（種の絶滅は絶対に避ける等）を法定しておく必要性等も指摘された。

自然の権利については、畠山教授から、自然の権利には多面性があり、いきなり生物を原告とするよりも、生態損害賠償や代理としての自然保護団体による訴訟等の他の面をまずは追求するほうがよいのではないかと、この認識が示された。動物を原告とする訴訟を手掛けた籠橋弁護士も、この認識自体には賛意を示した。さらに、同弁護士は、生物自体に権利を認めるとしても、人間の尊厳を超えるような権利を認めることは危険であり、避けるべきであるとも述べた。籠橋弁護士からこのような発言がされることは意外に感じられる向きもあるが、この点は、憲法の根本的な価値に鑑み、再確認しておく価値がある。

本セミナーの概要は以上のようなものである。時間の制約や問題

の難しさのため、明確な結論が示されるにいたったとまでは言えない。また、民事訴訟や住民訴訟、義務付け訴訟、自治体の条例の役割・可能性等の論点については手つかずであった。しかし、討論のテーマを絞ったことにより、討論者も少数人数に抑えたことも相まって、通常のこの手のシンポジウムに比べれば、議論が拡散せず、かなり深く突っ込んだ議論がなされ、冒頭記したような、今後の議論の方向性を示すような成果が得られたと評価できるように思われる。

